

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-6
提出年月日	令和5年6月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-11~13, 15, 18~20, 25, 26, 30, 32, 34~36, 82, 83, 85~89, 109, 134~137, 139~141	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し（下線部参照） (旧) 設備名称： <u>非常用直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</u> (新) 設備名称： <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備</u> なお、自主対策の対応手段については、設備名称のみを見直しの対象とする。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103 r.6.0）」に反映済
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-10~12, 15~17, 22, 23, 26~31, 82, 83, 85~89, 105, 139~142, 144~146	同上	資料一式提出（R5.5.31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103-9 r.6.0）」に反映済
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-21	SG直接給水用高圧ポンプを自主対策設備として整理する理由を下記の通り修正した。 (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し、蒸気発生器ドライアウトまでには間に合わないが、補助給水ポンプの代替手段として有効である。 (新) 系統構成に時間を要し、蒸気発生器への注水開始までの所要時間が約60分となるため、蒸気発生器がドライアウトするまでに確実な注水を確保することは困難であるが、補助給水ポンプの代替手段として長期的な事故収束のための蒸気発生器への注水手段として有効である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103 r.6.0）」に反映済
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-17	同上	資料一式提出（R5.5.31）資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103-9 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8.0)	1.3-31	「重大事故等対処設備と自主対策設備」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 主蒸気逃がし弁の作動に必要な制御用空気喪失時の減圧で使用する設備のうち、現場手動操作による <u>主蒸気逃がし弁</u> の機能回復で使用する主蒸気逃がし弁は機能回復のため・・・ (新) 主蒸気逃がし弁の作動に必要な制御用空気喪失時の減圧で使用する設備のうち、現場手動操作による機能回復で使用する主蒸気逃がし弁は、 <u>機能回復</u> のため・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 6.0) 」に反映済
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7.0)	1.3-27	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6.0) 」に反映済
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8.0)	1.3-32	「対応手段と設備の選定の結果」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧) また、加圧器逃がし弁、加圧器、 <u>1次冷却設備配管</u> ・弁は・・・ (新) また、加圧器逃がし弁、加圧器及び <u>1次冷却設備配管</u> ・弁は・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 6.0) 」に反映済
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7.0)	1.3-27, 28	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6.0) 」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-42	以下の内容は、No. 44にて更なる見直しを行っている。 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） 「(旧)・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合に・・・」 「(新)・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-43	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・場合において、海水の取水ができない場合に・・・ (新)・・・場合において、海水の取水ができないと判断し・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-37	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-46	「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 加圧器逃がし弁の故障等による1次冷却系の減圧機能喪失を1次冷却材圧力(広域)等により確認した場合に、充てんポンプ運転・・・ (新) 加圧器逃がし弁の故障等による1次冷却系の減圧機能喪失を1次冷却材圧力(広域)等により確認した場合に、充てんポンプが運転・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-40	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-47	「操作の成立性」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、 <u>運転員（現場）1名</u> にて・・・ (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名 <u>及び</u> 運転員（現場）1名にて・・・	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103 r.6.0）」に反映済
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	とりまとめた資料-7, 1.3-40	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103-9 r.6.0）」に反映済
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-42, 43, 44, 136	以下の内容は、No. 46, 48, 50にて更なる見直しを行っている。 作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を最新化（下線部参照） 【海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性 （旧）320分 （新）330分 ・添付資料1.3.1-(4) （旧）350分 （新）330分 【代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性 （旧）230分 （新）280分 ・添付資料1.3.1-(4) （旧）260分 （新）280分 【原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性 （旧）295分 （新）305分 ・添付資料1.3.1-(4) （旧）325分 （新）305分	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-66, 68, 140, 150, 156	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の対応要員数及び作業時間を最新化(下線部参照) 【可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復】 ・「操作の成立性」の対応要員数 (旧) 運転員(中央制御室) 1名, 運転員(現場) 2名及び災害対策要員 <u>3</u> 名 (新) 運転員(中央制御室) 1名, 運転員(現場) 2名及び災害対策要員 <u>6</u> 名 ・添付資料1.3.1-(8) (旧) 対応要員数 <u>6</u> 名 (新) 対応要員数 <u>9</u> 名 ・添付資料1.3.9-(1) (旧) 想定250分, 訓練実績等180分 (新) 想定 <u>270</u> 分, 訓練実績等 <u>200</u> 分 【可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による加圧器逃がし弁の機能回復】 ・「操作の成立性」の対応要員数 (旧) 運転員(中央制御室) 1名, 運転員(現場) 2名及び災害対策要員 <u>3</u> 名 (新) 運転員(中央制御室) 1名, 運転員(現場) 2名及び災害対策要員 <u>6</u> 名 ・添付資料1.3.1-(8) (旧) 対応要員数 <u>6</u> 名 (新) 対応要員数 <u>9</u> 名 ・添付資料1.3.12-(1) (旧) 想定250分, 訓練実績等180分 (新) 想定 <u>270</u> 分, 訓練実績等 <u>200</u> 分	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-66, 67, 145, 158, 171	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-70, 74, 77	記載表現の適正化 (下線部参照) (旧) 切替え (新) 切り替え	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-70, 74, 76	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-74	「操作手順」の記載表現を適正化 (下線部参照) (旧) 中央制御室で加圧器逃がし弁を開操作として1次冷却系の減圧を開始し・・・ (新) 中央制御室で加圧器逃がし弁を開操作することにより1次冷却系の減圧を開始し・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-74	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-77	「インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順」のうち「操作の成立性」の記載表現を適正化 (下線部参照) (旧) 上記の操作は・・・ (新) 上記の操作のうち・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-77	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8.0)	1.3-84, 85, 88	第1.3.1表 (3/8, 4/8, 7/8) の誤記訂正 ・燃料補給手順の参照先を技能1.13から技能1.14へ修正 (3/8, 4/8, 7/8) ・上記修正に伴い不要となった補足事項を削除 (7/8)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-84, 85, 88	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-85	以下の内容は、No.42にて更なる見直しを行っている。 第1.3.1表 (4/8) の誤記訂正 (下線部参照) —(旧) 手順書 —(新) 手順の分類—	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-91, 93, 97, 100	第1.3.2表の記載を適正化 【第1.3.2表 (2/19)】 ・誤記訂正 (旧)、 (新)、 【第1.3.2表 (4/19)】 ・誤記訂正 (下線部参照) (旧) フロントライン系機故障時の対応手順 (新) フロントライン系故障時の対応手順 ・誤記訂正 (旧)、 (新)、 【第1.3.2表 (8/19)】 ・誤記訂正 (下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁の開操作の手順については・・・ (新) 主蒸気逃がし弁の機能回復の手順については・・・ 【第1.3.2表 (11/19)】 ・誤記訂正 (下線部参照) (旧)・・・主蒸気逃がし弁の開操作」の操作手順と同様である。 (新)・・・主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-91, 93, 96, 99	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-135～137, 139, 140	添付資料1.3.1の備考欄の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 自主対策設備とする理由は本文参照 (新) 自主対策とする理由は本文参照	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-10 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7. 0)	1. 3-140～142, 144, 145	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6. 0)」に反映済
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8. 0)	1. 3-142, 143	添付資料1. 3. 2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記。 また、第1図の交流電源からの給電対象設備として「SG直接給水用高圧ポンプ」を追加。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 6. 0)」に反映済
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7. 0)	1. 3-147, 148	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6. 0)」に反映済
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8. 0)	1. 3-167～245	添付資料1. 3. 19を最新化 上記と同じ資料である有効性評価まとめ資料 (7. 1. 8 格納容器バイパス) 添付資料7. 1. 8. 19の内容へ最新化	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-10「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 6. 0)」に反映済
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7. 0)	1. 3-184～257	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-13, 19, 83, 135	「1次冷却系のフィードアンドブリード」で使用する設備として「非常用取水設備」を追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-11, 16, 83, 140	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-16, 17, 84, 85, 136	「可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」で使用する設備として「非常用交流電源設備」を追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-13, 14, 84, 85, 141	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-18, 85, 137, 143	「タービンバイパス弁による蒸気放出」で使用する設備として「常用電源設備」を追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-15, 85, 142, 148	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-37, 82~89	本文1.3.1(2)f.「手順等」及び第1.3.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一 ・本文1.3.1(2)f.「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.2.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.3.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.3.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.3.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化(当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している)	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	とりまとめた資料-5, 1.3-32, 82~89	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-42	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」のうち「手順着手の判断基準」の記載を適正化(下線部参照) (旧)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・ (新)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し・・・	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-36	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-42, 136	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更 (下線部参照) 【操作の成り立ち】 (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで330分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。 【添付資料1.3.1-(4)】 (旧) 要員数: 合計5名, 想定時間: 330分 (新) 要員数: 合計8名, 想定時間: 230分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-36, 141	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-43, 136	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで280分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。 【添付資料1.3.1-(4)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：280分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：180分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-36, 141	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-44, 136	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで305分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。 【添付資料1.3.1-(4)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：305分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：205分	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-37, 141	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-45～47, 51, 54, 56, 57, 59, 61～63, 68, 71, 72, 75, 80, 111～132	図表番号及び掲載順序の適正化 (下線部参照) 【図表番号の適正化】 (旧) ・第1.3.1図 機能喪失原因対策分析(1/2) ・第1.3.2図 機能喪失原因対策分析(2/2) (新) ・第1.3.1図 機能喪失原因対策分析(1/2) ・第1.3.1図 機能喪失原因対策分析(2/2) 【図表掲載順序の適正化】 「重大事故等時の対応手段選択のフローチャート」を図表掲載箇所の最後へ移動 (旧) ・第1.2.7図 (新) ・第1.2.21図 上記修正に伴い、関連する図表番号も修正	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	とりまとめた資料-5, 1.3-39～ 41, 46, 48, 50, 53, 56, 61, 63, 64, 69, 72, 73, 75, 80, 107, 110～113, 115～120, 123, 124, 126, 129～131, 133～137	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-75, 78, 112, 116, 118, 147～150, 152, 154, 156, 158, 162, 251, 252	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	とりまとめた資料-4, 1.3-75, 78, 110, 115, 117, 154～ 156, 158, 162, 164, 171, 175, 179, 263	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-82～89	第1.3.1表の記載を適正化 【第1.3.1表(1/8)】 ・「機能喪失を想定する設計基準事故対処」欄の列を結合 【第1.3.1表(2/8)】 ・「余熱除去設備 配管・弁」へ「*2」を追記 【第1.3.1表(3/8)】 ・表のタイトルとして「(フロントライン系故障時)」を追記 【第1.3.1表(4/8)】 ・表のタイトルとして「(フロントライン系故障時)」を追記 【第1.3.1表(5/8)】 ・「機能喪失を想定する設計基準事故対処」欄の「常設直流電源系統」を結合 【第1.3.1表(6/8)】 ・表のタイトルとして「(サポート系故障時)」を追記 【第1.3.1表(7/8)】 ・表のタイトルとして「(サポート系故障時)」を追記 【第1.3.1表(8/8)】 ・表のタイトルとして「(原子炉格納容器の破損防止, 蒸気発生器伝熱管破損発生時, インターフェイスシステムLOCA発生時)」を追記	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-82～89	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-89, 141	第1.3.1表(8/8)及び添付資料1.3.1-(9)の対応手段名を本文の記載と統一(下線部参照) (旧) ・発電用原子炉の減圧 ・原子炉冷却材の漏えい箇所の隔離 (新) ・ <u>1次冷却系の減圧</u> ・ <u>1次冷却材の漏えい箇所の隔離</u>	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-89, 146	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-110, 111	第1.3.1図 (機能喪失原因対策分析 (1/2)) の誤記訂正 (下線部参照) (旧) 遮断機 (新) 遮断器	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-106, 107	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-120, 122, 124, 130	概要図の電磁弁の表記を明確化 (三方弁化)	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-119, 123, 126, 135	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8.0)	1. 3-131, 132	第1.3.21図「重大事故等時の対応手段選択フローチャート」の記載を適正化（下線部参照） 【第1.3.21図（1/2）】 ・「炉心への注水」を「発電用原子炉への注水」へ修正 ・「加圧器逃がし弁全基開による」を「加圧器逃がし弁全基開操作による」へ修正 【第1.3.21図（2/2）】 ・「主蒸気逃がし弁手動開放」を「主蒸気逃がし弁現場手動開操作」へ修正 ・「開放」を「開操作」へ修正 ・「1.5 最終ヒートシンクに・・・」を「1.5 最終ヒートシンクへ・・・」へ修正	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 7.0)」に反映済
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7.0)	1. 3-136, 137	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6.0)」に反映済
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 8.0)	1. 3-134～136, 138	添付資料1.3.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 7.0)」に反映済
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 7.0)	1. 3-139～141, 143	同上	資料一式提出 (R5. 5. 31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-142, 143	添付資料1.3.2「対応手段として選定した設備の電源構成図」の記載を適正化 【添付資料1.3.2-(1)】 ・給電対象に「2次冷却設備（補助給水設備）弁」を追加 ・給電対象に「2次冷却設備（給水設備）弁」を追加 ・給電対象に「原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）弁」を追加 【添付資料1.3.2-(2)】 ・給電対象に「加圧器補助スプレイ弁」を追加 ・給電対象に「化学体積制御設備弁」を追加 ・給電対象に「2次冷却設備（補助給水設備）弁」を追加 ・給電対象に「2次冷却設備（主蒸気設備）弁」を追加	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-147, 148	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-144	添付資料1.3.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び） ・容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除 ・単位の記載を「m ³ /min[normal]」から「Nm ³ /min」へ修正	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-150	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-150, 156	可搬型ホース敷設箇所の表における接続口名称、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-159, 172	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.8.0)	1.3-249	添付資料1.3.22 (解釈一覧) の脱字訂正 【1. 判断基準の解釈一覧】 (旧) 体積制御タンク水位: (新) 体積制御タンク水位が16%以上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料1-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r.7.0)」に反映済
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-261	同上	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-25, 28	燃料補給設備である「燃料タンク(SA)」の追設に伴い、燃料補給設備に関する相違理由欄の記載を適正化	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-23	比較表の相違理由欄の記載を充実化 加圧器逃がし弁を作動させるための加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの接続に関する圧力条件が、PWRとBWRで異なる理由を追記した。	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	1.3-138	添付1.3.1の誤記訂正 (比較表のみ) (旧) 添付資料1.3.2-(1) (新) 添付資料1.3.1-(1)	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.7.0)	全般	修正に伴う比較表の参照ページ番号の適正化	資料一式提出 (R5.5.31) 資料2-5「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r.6.0)」に反映済